

役 員 会(内規)

(総則)

第1条 この内規は、役員会に関する事を定める。

(構成)

第2条 役員会の構成メンバーは次の通りとする。

- 1) 理事
- 2) 監事
- 3) 事務局

(開催)

第3条 役員会は原則、毎月第2金曜日に開催する。

(目的)

第4条 役員会のメンバーは当会運営に必要な業務を分担し、円滑な運営を図ることを目的とする。

(内容)

第5条 役員会は次の定例報告を行うほか、当会の懸案事項、新規の提案等の報告、その他の事案を討議検討する。

- 1) 活動報告ならびに活動計画
- 2) 予算執行
- 3) 安全衛生管理
- 4) 会員の交流促進
- 5) その他

(内規の変更)

第6条 この内規は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。

(附則)

1. この内規は、2025年(令和7年)9月12日から運用する。